

兵庫県公報

平成30年7月17日 火曜日 第3020号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 公印の廃止（文書課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の指定（同）	6
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	6
○ 救急病院の認定（同）	7
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	10

公 告

○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	10
○ 肥料の登録（農産園芸課）	12
○ 肥料の登録の有効期間の更新（同）	13
○ 肥料の登録事項の変更の届出（同）	14
○ 肥料の登録の失効（同）	15
○ 肥料の検査結果の概要（同）	15
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	16
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	17
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	18

告 示

兵庫県告示第662号

次に掲げる公印を平成30年3月31日限り廃止した。

平成30年7月17日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止公印の名称及び印影

魚廃物加工肥料	有限会社瀬賀商店	5. 0 魚廃物加工肥料	主成分—TN、TP			カドミウム	
混合有機質肥料	三興株式会社	混合有機質肥料 6 号	主成分—TN、TP、TK			ヒ素 カドミウム	

2 特殊肥料

肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名（及び商品名）	検 査 の 結 果						備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N	水分 (%)	その他の検査	
堆肥	株式会社デイリーエッグ	醗酵鶏糞	2.9	3.5	2.5	7	30.1	亜鉛	
堆肥	株式会社あさご有機	ニューあさご有機	2.3	2.7	3.3	12	28.8		
堆肥	有限会社イヨリグリーンコーポレーション	グリーン土の素	1.2	0.6	1.0	16	53.6		表示の不適正
堆肥	ヤマギシズム社会北条実頭地農事組合法人	ヤマギシの堆肥	0.6	0.4	0.6	21	73.2		

備考 1 分析検査の欄及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料 1 点について検査した結果である。

2 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、C/N—窒素炭素比、水分—水分含有量



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年 7 月 17 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香住(2) (急) I-2 (110010348)	豊岡市香住 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊
下鉢山(2) I-2 (110010349)	豊岡市駄坂、下鉢山、上鉢山 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊

下鉢山(3)Ⅰ-2 (110010350)	豊岡市上鉢山(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
上鉢山(急)Ⅰ-2 (110010351)	豊岡市上鉢山(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥野(3)Ⅱ (110010352)	豊岡市奥野(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
森尾(急)Ⅰ-2 (110010353)	豊岡市森尾(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
市場第二 (210010242)	豊岡市市場(別図7のとおり)	土石流

(別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年7月25日(水)から同年8月8日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

平成30年8月8日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年10月9日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第520号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年7月17日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 改正しようとする区域の案

三宅(4)Ⅱ(110010103)の頁中別図8、三宅(3)Ⅰ(110010110)の頁中別図15、森尾(急)Ⅰ(110010114)の頁中別図19、香住(2)(急)Ⅰ(110010123)の頁中別図28、下鉢山(2)Ⅰ(110010150)の頁中別図55、下鉢山(3)Ⅰ(110010152)の頁中別図57、上鉢山(急)Ⅰ(110010153)の頁中別図58を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成30年7月25日(水)から同年8月8日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

平成30年8月8日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年10月9日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年7月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥野第一 (110010096)	豊岡市奥野（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
奥野(1)Ⅱ (110010097)	豊岡市奥野（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
奥野(1)Ⅰ (110010098)	豊岡市奥野（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
奥野第二 (110010099)	豊岡市奥野（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
奥野(2)Ⅰ (110010100)	豊岡市奥野（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
奥野(2)Ⅱ (110010101)	豊岡市奥野（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
三宅第一 (110010102)	豊岡市三宅（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
三宅(4)Ⅱ (110010103)	豊岡市三宅（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
三宅(5)Ⅱ (110010104)	豊岡市三宅（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
三宅第二 (110010108)	豊岡市三宅（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
三宅(3)Ⅰ (110010110)	豊岡市三宅（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

森尾(1)Ⅱ (110010111)	豊岡市三宅（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
森尾(2)Ⅱ (110010112)	豊岡市三宅・森尾（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
三宅(2)Ⅰ (110010113)	豊岡市三宅（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
森尾（急）Ⅰ (110010114)	豊岡市森尾（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
森尾(3)Ⅱ (110010115)	豊岡市森尾（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
森尾(4)Ⅱ (110010116)	豊岡市森尾（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
森尾(5)Ⅱ (110010117)	豊岡市森尾（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
森尾(6)Ⅱ (110010118)	豊岡市森尾（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
森尾(7)Ⅱ (110010120)	豊岡市森尾（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
森尾第二 (110010121)	豊岡市森尾（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
香住第一 (110010122)	豊岡市香住（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
香住(2)（急）Ⅰ (110010123)	豊岡市香住（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
香住(3)（急）Ⅰ (110010124)	豊岡市香住（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
香住第二 (110010125)	豊岡市香住（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
香住(1)（急）Ⅰ (110010126)	豊岡市香住（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
香住第三 (110010127)	豊岡市香住（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
神美台第一 (110010131)	豊岡市神美台（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
神美台第二 (110010132)	豊岡市神美台（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
神美台第三 (110010133)	豊岡市神美台（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
神美台第四 (110010134)	豊岡市神美台（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり

神美台第五 (110010135)	豊岡市神美台（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
神美台第六 (110010136)	豊岡市神美台（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
神美台第七 (110010137)	豊岡市神美台（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
神美台第九 (110010139)	豊岡市神美台（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
神美台第十 (110010140)	豊岡市神美台（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
神美台第十三 (110010143)	豊岡市神美台（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
長谷第二 (110010146)	豊岡市長谷（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
長谷第三 (110010149)	豊岡市長谷（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
下鉢山(2)Ⅰ (110010150)	豊岡市駄坂、下鉢山、上鉢山 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
上鉢山第一 (110010151)	豊岡市上鉢山（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
下鉢山(3)Ⅰ (110010152)	豊岡市上鉢山（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
上鉢山（急）Ⅰ (110010153)	豊岡市上鉢山（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
倉見第一 (110010155)	豊岡市倉見（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
大篠岡第二 (110010244)	豊岡市大篠岡（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
大篠岡第三 (110010245)	豊岡市大篠岡（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
木内Ⅱ (110010246)	豊岡市木内（別図47のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
下鉢山(1)Ⅰ (110010249)	豊岡市駄坂（別図48のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
下鉢山Ⅰ (110010250)	豊岡市駄坂、香住（別図49のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
奥野(3)Ⅱ (110010352)	豊岡市奥野（別図50のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり

奥野川Ⅱ (210010051)	豊岡市奥野（別図51のとおり）	土石流	別図51のとおり
奥野第二 (210010053)	豊岡市奥野（別図52のとおり）	土石流	別図52のとおり
奥野第三 (210010054)	豊岡市奥野（別図53のとおり）	土石流	別図53のとおり
奥野第四 (210010055)	豊岡市奥野（別図54のとおり）	土石流	別図54のとおり
右支溪第三(2)Ⅰ (210010063)	豊岡市三宅（別図55のとおり）	土石流	別図55のとおり
寺の下川(2)Ⅰ (210010068)	豊岡市三宅（別図56のとおり）	土石流	別図56のとおり
神美台第二 (210010075)	豊岡市神美台（別図57のとおり）	土石流	別図57のとおり
倉見川Ⅰ (210010080)	豊岡市倉見（別図58のとおり）	土石流	別図58のとおり
木内第一 (210010174)	豊岡市木内（別図59のとおり）	土石流	別図59のとおり
市場第二 (210010242)	豊岡市市場（別図60のとおり）	土石流	別図60のとおり

（別図1から別図60までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年7月25日（水）から同年8月8日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

平成30年8月8日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年10月9日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。